

「平成30年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成31年2月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成22年度より実施しています。

- (1) 調査対象：県内市町村（45市町村）
- (2) 回答数：県内市町村（45市町村）
- (3) 調査期日：平成30年12月

2. 結果概要

「健康増進法の一部を改正する法律」の認知度については9割以上ですが、更なる周知が必要と思われま

す。禁煙・完全分煙を実施している市町村所管の施設は、全体で89.1%となっています。この内、本庁舎・支所・出張所の施設における禁煙・分煙は97.8%となっており、年々増加しています。

今後、更なる禁煙対策に取り組むとする市町村は約8割ありますが、予定がないと回答した市町村において禁煙対策ができない理由の多くが、「来庁者の協力が得られない」でした。

市町村本庁所有の公用車においては、7割以上の市町村で全ての公用車で完全禁煙としています。

健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための対策を推進していくことが求められ、市町村では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議や禁煙支援が行われており、今後、更に受動喫煙防止対策が進むと思われま

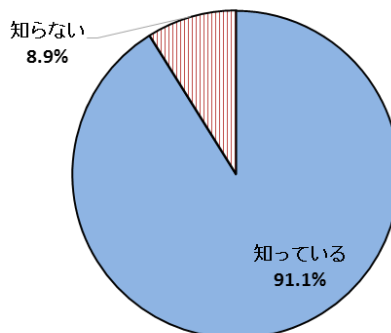
3. 調査結果

(※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

問1 「健康増進法の一部を改正する法律」をご存知ですか。

○ ほとんどの市町村が知っているという回答。

	市町村数	割合 (%)
知っている	41	91.1
知らない	4	8.9
合計	45	100



問2 貴市町村の所管される施設（庁舎・出張所、体育館及び野球場、公民館）の禁煙及び分煙の状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

○禁煙・完全分煙にしている市町村所管の施設は、全体で89.1%。本庁舎・支所・出張所のみでは97.8%となっており、いずれも年々高まっている。

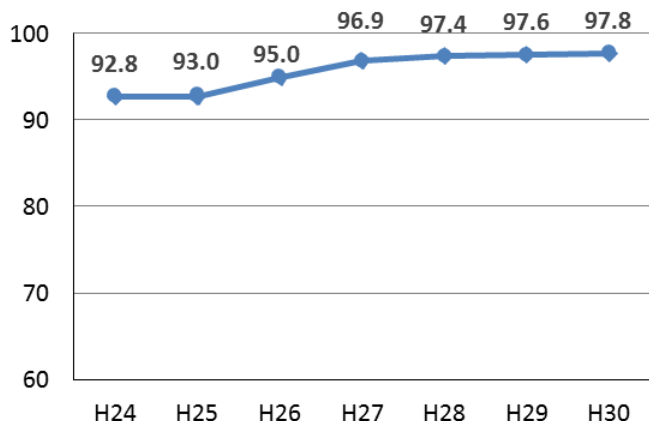
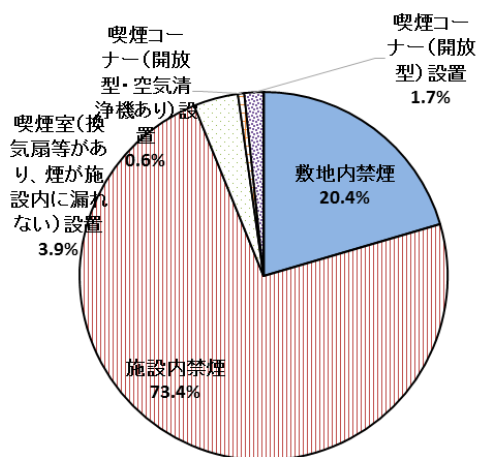
※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③換気扇等があり、煙が施設内に漏れない喫煙室を設置している施設をいう。

	敷地内禁煙	施設内禁煙	なり喫煙室が設置されている施設数	型喫煙室（換気扇等あり）	型喫煙室（開放型）	型喫煙室（開放型）	煙の時間を含み、どこでも喫煙可能（禁煙）	施設総数
官公庁（本庁舎）	1	33	11	1	3	0	49	
割合 (%)	2.0	67.3	22.4	2.0	6.1	0.0	100.0	
官公庁（支所・出張所）	72	229	3	1	3	0	308	
割合 (%)	23.4	74.4	1.0	0.3	1.0	0.0	100.0	
官公庁（小計）	73	262	14	2	6	0	357	
（小計）割合 (%)	20.4	73.4	3.9	0.6	1.7	0.0	100.0	
体育館	48	206	1	0	1	0	256	
割合 (%)	18.8	80.5	0.4	0.0	0.4	0.0	100.0	
観覧場（野球場）	2	32	0	0	22	8	64	
割合 (%)	3.1	50.0	0.0	0.0	34.4	12.5	100.0	
集会場（公民館）	2	231	1	1	15	52	302	
割合 (%)	0.7	76.5	0.3	0.3	5.0	17.2	100.0	
市町村施設合計	125	731	16	3	44	60	979	
割合 (%)	12.8	74.7	1.6	0.3	4.5	6.1	100.0	

97.8% (官公庁施設の内訳)

89.1% (市町村施設合計の内訳)

[本庁舎・支所・出張所における禁煙・完全分煙の状況]

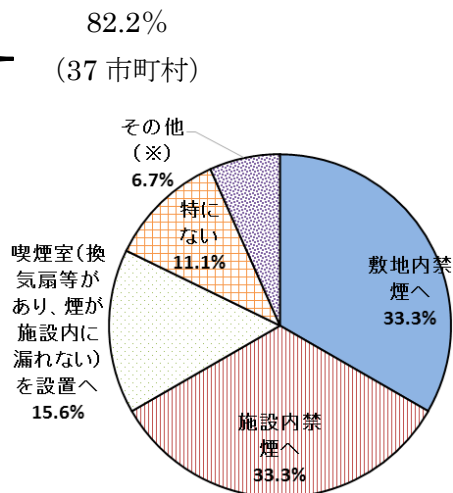


問3 問2で、2～6の施設がある場合にお答えください。(対象 45 市町村)

今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、更なる禁煙・完全分煙に取り組む予定がある市町村は、82.2% (37 市町村) である。

	市町村数	割合 (%)
敷地内禁煙へ	15	33.3
施設内禁煙へ	15	33.3
喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置へ	7	15.6
特にない	5	11.1
その他(※)	3	6.7
合計	45	100.0



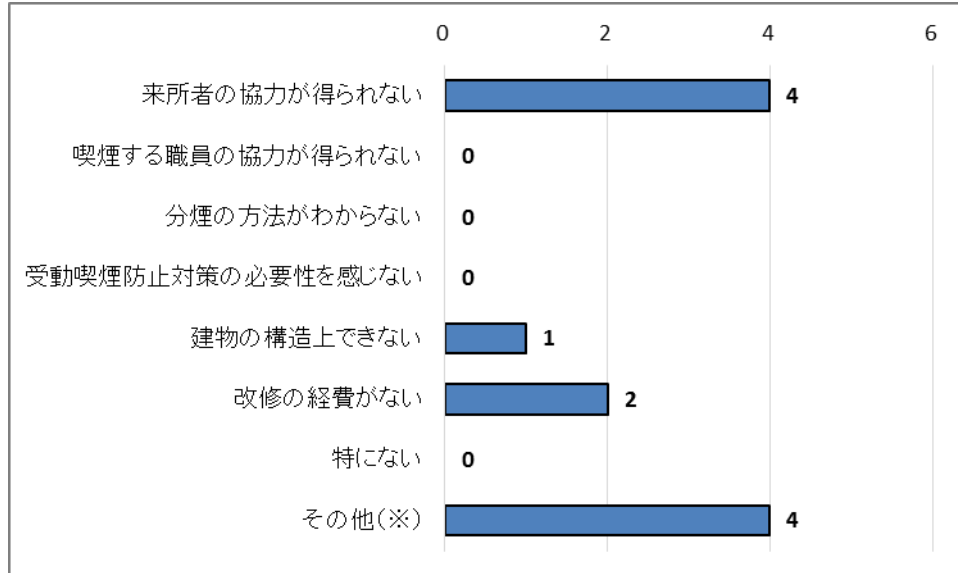
※その他の回答

- 敷地内禁煙へ向けて課題を整理していく。
- 施設ごとに敷地内禁煙を検討する。
- 本年12月に灰皿を撤去するなどの取組直後であり、少しずつ実施していく

問4 問3で、4又は5を選択した場合にお答えください。(対象8市町村)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来庁者の協力が得られない」が最も多かった。



※その他の回答

- 敷地内禁煙は要検討課題。
- 設置場所が無い。
- 現状を継続。

問5 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	市町村数	割合 (%)
公用車の所有あり	45	100.0
公用車の所有なし	0	0.0
合計	45	100.0

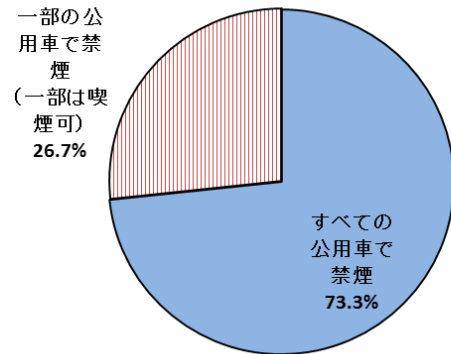
問6 貴市町村が所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象 45 市町村)

○半数以上の市町村で全ての公用車を禁煙としている。

参考：全ての公用車で禁煙に取り組んでいる割合

平成 26 年度 48.9%、平成 27 年度 55.6%、平成 28 年度 62.2%、平成 29 年度 64.4%

	市町村数	割合 (%)
すべての公用車で禁煙	33	73.3
一部の公用車で禁煙 (一部は喫煙可)	12	26.7
すべての公用車で喫煙可	0	0.0
合計	45	100

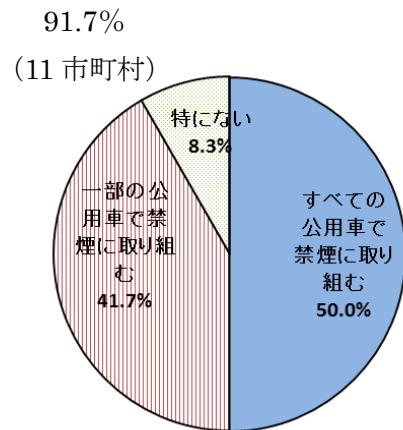


問7 問6で、2又は3を選択した場合にお答えください。(対象 12 市町村)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約9割の市町村が、今後、公用車の禁煙対策に取り組むとしている。

	市町村数	割合 (%)
すべての公用車で禁煙に取り組む	6	50.0
一部の公用車で禁煙に取り組む	5	41.7
特にない	1	8.3
その他 (※)	0	0.0
合計	12	100



問8 問7で、3又は4を選択した場合にお答えください。(対象 1 市町村)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

- 受動喫煙防止対策の必要性を感じない。

問9 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

【実施内容】

- 敷地内禁煙へ向けた課題整理を含めた受動喫煙対策を推進するための庁内会議を定期的開催している。今後は2019年7月の健康増進法一部施行に向けて、敷地内禁煙についての市の方針を定め、全庁的に受動喫煙対策を強化していく。
- 安全衛生委員会で、職員の喫煙率や施設ごとの受動喫煙防止策について報告
 - ・職員に対し、たばこの害や受動喫煙等について「健康だより」で周知
 - ・健康相談会及び随時相談時に職員の禁煙サポート
- 母子健康手帳交付時、受動喫煙に関する保健指導を実施。健診結果より禁煙指導の実施。喫煙に関するポスターの掲示。
- 受動喫煙についてのポスターを庁舎等に掲示
- 庁議会で職員の喫煙マナーの向上を呼びかけている。
- 官公庁施設内の職場巡視の際に、受動喫煙防止対策の確認及び指導を行っており、施設内禁煙の徹底並びに施設内喫煙室の場合は換気扇等による煙が漏れないような利用者への注意喚起を行っている。
- 庁舎については平成31年度において喫煙室設置を予定。
- 施設内喫煙室では来年度に閉鎖予定
- 来年度から敷地内禁煙に取り組んでいく。
- 改正健康増進法に対応するため、平成31年度の夏頃を目途として屋外分煙所を設置するよう準備を進めている。